

○国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則

制定 平成29年 1月31日

改正 令和 6年 9月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第46条第2項の規定に基づき、国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、山梨大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における、医療に係る安全管理業務の実態を把握し、監査することにより、適正な業務の実施を確保することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる病院業務について監査を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、安全管理委員会、医療安全管理部門、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理の業務に関すること。
- (3) その他委員が必要と認める病院業務に関すること。

2 委員会は、山梨大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に対し、前項に規定する業務の執行状況について、報告を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が必要と認めるときは、病院長に業務の執行状況について、報告を求めることができる。

4 委員が必要と認めるときは、監事及び監査課に意見を求めることができる。

5 委員会は、監査の結果に基づき、監査結果報告書を作成し、学長及び病院長に提出するとともに、是正すべき事項がある場合には、学長又は病院長に対し、速やかに是正措置を講ずるよう意見を表明する。

6 学長又は病院長は、前項の意見に基づき、速やかに是正措置を講じ、その結果を委員会に回答しなければならない。

7 委員会は、監査の結果について速やかに公表する。

(組織)

第4条 委員会は、学長が選任する有識者の委員3名以上をもって組織する。

2 委員の過半数は、病院と利害関係のない有識者（以下「外部有識者」という。）とする。

3 前項に規定する外部有識者とは、以下の各号を満たす者をいう。

- (1) 過去10年以内に病院と雇用関係のないこと。
 - (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄附金・契約金等（委員会に係る費用を除く。）を病院から受領していないこと。
- 4 第2項に規定する外部有識者には、以下の各号に掲げる者を含むものとする。
- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（（1）に掲げる者を除く。）
- 5 委員の選任に当たっては、関連する法令及びこれに基づく告示並びに通知等に準拠して行うものとする。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員長は、外部有識者から学長が選任する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

（副委員長）

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する。

（委員の公表等）

第7条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した文書を厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表する。

（委員会の開催）

第8条 委員会は、年2回を定例として開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（委員以外の出席）

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第10条 委員会の庶務は、監査課の協力を得て、医学域事務部総務課において処理する。

（雑則）

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年9月17日から施行し、令和6年1月1日から適用する。